## 令和6年度福島県試験検査精度管理事業実施要項

- 1 実施期間 令和6年7月29日(月)~令和6年8月30日(金)
- 2 実施項目及び試験方法
- (1) 理化学検査(I)

[実施項目] アルミニウム、亜鉛

[試験方法] 平成15年厚生労働省告示第261号、上水試験方法(2020版) 又は工場排 水試験方法(JIS K0102) に定める方法

[試料]アルミニウム及び亜鉛を含む模擬試料A及びBの2検体 (試料Aは水質基準、試料Bは排水基準を元に濃度を設定する)

(2) 理化学検査(Ⅱ)

「実施項目」テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

[試験方法] 平成15年厚生労働省告示第261号別表第14又は別表第15に定める方法

[試料] テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンを含む模擬試料C及びDの 2検体

(3) 食品化学検査

[実施項目]漂白剤(二酸化硫黄)

[試験方法]「第2版 食品中の食品添加物分析法」「食品衛生検査指針 食品添加物編」、「衛生試験法・注解」、又は各検査機関の食品GLPに対応した試験方法とする。

「試料」二酸化硫黄や亜硫酸塩類が使用されている市販の食品

(4) 細菌検査(I)

[実施項目] 細菌数 (一般細菌) 測定

[試験方法] 食品を検査している検査機関は、食品衛生法「食品、添加物等の規格基準」に定める氷雪の細菌数の試験法とし、水道水等を検査している検査機関は、上水試験方法2020年版に定める一般細菌の試験法とする。なお、検査は枯草菌芽胞液を3回測定する。

「試料] 生菌数測定内部精度管理用枯草菌芽胞液

(5) 細菌検査(Ⅱ)

[実施項目] 腸炎ビブリオ

[試験方法] 各検査機関のGLPに対応した「ゆでだこ」の試験法。なお、判定は菌数の算定を行わずに定性のみとする。

[試 料]模擬食材(マッシュポテト) 2検体

- 3 その他
- (1) 報告書様式等は検体配布時に送付する。
- (2) 測定結果等については、実施項目ごとの報告記入方法等による。
- (3)報告書の提出期限は令和6年8月30日(金)とし、提出先は福島県衛生研究所とする。

(〒960-8560 福島市方木田字水戸内16-6 TEL024-546-2837)